

令和 8 年 1 0 月

組合員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

賃金要件撤廃と当該撤廃に伴う適用除外等の特例  
及び保険料調整制度に係る事務の取扱いについて

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、厚生労働省から発出された『「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」の一部が令和 8 年 10 月 1 日から施行されることに伴う関係法令の整備に関する政令等の公布について』の通知により、下記のとおり令和 8 年 1 0 月 1 日からの事務の取扱いについてお知らせいたします。

記

1. 賃金要件の撤廃及び適用除外の特例について

75 歳未満の短時間労働者が、健康保険の適用対象者となる要件の一つである賃金要件「所定内賃金 8.8 千円」について、最低賃金の引き下げに伴い労働時間要件（週所定労働時間 20 時間以上）を満たせば賃金要件を満たすことになることから、当該要件は撤廃となります。

この撤廃により所定内賃金が 8.8 千円未満の方（以下「特定減額特例対象者」という）は、社会保険に適用されると、保険料負担が報酬に対して過大になる場合があることから、当分の間は被保険者としなないこととされました。ただし、「特定減額特例対象者」であっても、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点から、標準報酬月額に基づく保険料を負担してでも被用者保険に加入することを希望する場合は、申出により被保険者となることのできる取扱いとなります。

被用者保険に加入することを希望する特定減額特例対象者は、「特定減額特例対象者被保険者資格取得/喪失申出書」を事業主に提出し、事業主は当該申出書とともに「被保険者資格取得届」を当組合に提出してください。※厚生年金保険も同様に資格取得することになりますので日本年金機構にも届出してください。

その他、事務の取扱いの詳細等については、別添 1「賃金要件の撤廃及び当該撤廃に伴う適用除外等の特例に係る事務の取扱いに係る Q & A について」をご参照ください。

## 2. 保険料調整制度について

「保険料調整制度」とは、短時間労働者の適用拡大により新たに被保険者の資格を取得する短時間労働者について、保険料負担を回避するために就業調整を行わずにすむよう、事業主が保険料の一部を一時的に多く負担し、通算3年間、短時間労働者の手取り収入の減少を抑制するための制度です。これにより、軽減された保険料は後から事業主に還付されるため、最終的に事業主が負担する保険料額が増えることはありません。

この制度の対象となる事業所は以下のとおりです。

○令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所となった事業所

○令和9年10月1日以降に新たに特定適用事業所となる事業所

| 対象時期 | 令和9年10月～           | 令和11年10月～          | 令和14年10月～          | 令和17年10月～          |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 規模要件 | 被保険者数<br>36人以上の事業所 | 被保険者数<br>21人以上の事業所 | 被保険者数<br>11人以上の事業所 | 被保険者数<br>10人以下の事業所 |

この制度を利用するには、事業主の申し出が必要です。この制度の取扱いの詳細等については、別添2「保険料調整制度に係る事務の取扱いに係るQ&Aについて」をご参照ください。

\* 上記の件につきましてご不明な点がございましたら、健康保険組合業務課までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課  
TEL：06－6385－2851